

富士見市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

1 改正の趣旨

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法律」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「政令」という。）の改正に伴い、富士見市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第41号）を改正するもの

2 改正の内容

法律及び政令の改正により、貸付利率の上限を保証人ありの場合を無利子、保証人なしの場合を年3パーセント以内で規則で定める率とする改正及び償還方法について年賦、半年賦に月賦での償還方法を加える改正をその他文言整理と合わせて行う。具体的な貸付利率については、条例施行規則において1パーセントと設定する。

3 条例施行日等

(1) 施行日

公布日

(2) 経過措置

災害援護貸付金の利率の変更については、平成31年4月1日以後の災害から適用する。

富士見市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第41号）新旧対照表

新	旧
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条・第2条）</u></p> <p><u>第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）</u></p> <p><u>第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）</u></p> <p><u>第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第15条）</u></p> <p><u>第5章 補則（第16条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>（災害障害見舞金の支給）</p> <p>第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、<u>治ったとき</u>（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。</p> <p>（災害援護資金の限度額等）</p> <p>第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の</p>	<p>（災害障害見舞金の支給）</p> <p>第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、<u>若しくは治ったとき</u>（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。</p> <p>（災害援護資金の限度額等）</p> <p>第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の</p>

各号に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ、ウ、エ 略

(3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 略

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延

各号に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ、ウ、エ 略

(3) 第1号のウ又は第2号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 略

(利率)

第14条

災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

滞の場合を除き年3パーセント以内であって規則で定める率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 略

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 略

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。